

群馬大学生体調節研究所研究生規程

平成 16.4.1
制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学生体調節研究所（以下「研究所」という。）における研究生に関する必要な事項は、群馬大学学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法による大学のうち、理学、医学、歯学、農学、薬学その他理科系の大学を卒業した者

(2) その他教授会において、前号と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、研究所の長（以下「所長」という。）を経て、学長に願出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 最終出身学校の卒業証明書

(4) 勤務先を有する者は所属長の承諾書

(5) 健康診断書

(6) 写真（最近6月以内に撮影した上半身脱帽名刺判大のもの）

(7) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、本研究所の研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究の必要に応じ学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

(指導教員)

第7条 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

2 研究生が、その研究業績を発表しようとするときは、必ず指導教員の承認を受けなければならない。

(講義又は実験への出席)

第8条 研究生は、指導教員が必要と認める場合には、所長の許可を得て、講義又は実験に出席することができる。

2 実験に要する費用は、研究生の負担とする。

(研究証明書の交付)

第9条 研究生が、研究事項について証明を願い出たときは、所長は研究証明書を交付することができる。

(退 学)

第10条 研究生が、研究期間満了前に退学しようとするときは、所定の退学願を指導教員及び所長を経て学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(許可の取消)

第11条 研究生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が研究の許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。